

宅地造成及び特定盛土等規制法審査基準・行政指導指針（案）に関する提出意見及び意見に対する県の考え方

○意見募集期間

令和6年11月6日（水曜日） から 令和6年12月5日（木曜日）

○提出された意見の概要

- ・意見提出件数 6件（意見提出者数 4人）
- ・意見別の内訳

意見の内容	件数
1 制定内容に関する意見	5
2 その他	1

○意見の反映状況

意見の反映状況	件数
A 本案に反映しました。	3
B ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます。	1
C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	1
D 本案には反映できません。	0
E その他	1

意見 No.	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
1	1	現在の宅地造成で使用されているRC擁壁において、上載荷重10kN/m ² では不足ではないか。 2025年4月から改正される建築基準法では木造住宅の重量が増えている実情に合わせ壁率の見直しが行われています。 同様に上載荷重も見直すべきではないでしょうか。 10kN/m ² の算定根拠が示されていないため、建築現場では「2階建て程度であれば擁壁に建物が載っていても問題ない」というような判断が横行しています。中には3階建てでも擁壁に絡んでいるケースもあるかもしれません。宅地造成において上載荷重の根拠などを情報開示や周知を徹底すべきと考えます。	B	誤解を与えてしまいましたが、10kN/m ² は審査基準ではなく、例としての記載です。 実際には、実状に応じた積載荷重を見込むこととなります。
2	2	基準と指導指針がごっちゃになっていて非常に読みづらい。東京や京都の審査基準・手引きに比べると、記載が散漫で読みにくい。担当者の方は他県の審査基準などを読んで、分かりやすく作る努力をすべき。 実際に申請する際の手引き、フロー、早見表などを別途作る必要がある。 法律に基づく業務なのに、関東で神奈川だけが読みづらい。横浜市のほうがわかりやすいので、揃えてほしい。	C	審査基準と行政指導指針の関係が一覧できるようにという趣旨で作成させていただきましたが、混乱を与えてしまったようで申し訳ありません。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
3	1	審査基準と行政指導指針の内容がうまく整理できないのではないかな。 2.2.4 練積み擁壁で、行政指導指針で「胴込め・裏込めに用いるコンクリートは 4 週圧縮強度 15N/mm ² 以上とすること。」とあるが、基準数値を定めるなら、それは審査基準に入れるべきである。	E	ご意見をいただいた箇所については、必ず適合しなければならない基準ではありませんので、審査基準とはせず、行政指導指針としますが、誤解を与えやすい表現だったため、文末を「することが望ましい。」に修正しました。
4	1	5ページの解説に、法の規制対象外として取扱う行為が3つ列挙されていますが、他にもあるのではないのでしょうか。 (例えば、建築基準法第42条第2項の規定による道路の後退に係るもの)	A	ご意見を踏まえ、規制対象外として、「敷地の地盤高の変更を行わない場合で、建築基準法第42条第2項の規定による道路（公道に限る。）の後退にかかるもの。」及び「敷地の地盤高の変更を行わない場合で、自然のがけ面を擁壁等で保護するもの。」を追加しました。
5	1	14ページ、21ページの委任状の附属書類について、実印を求めるのは過大ではないのでしょうか。	A	ご意見を踏まえ、実印を求めないこととし、「工事主は、正本副本それぞれに捺印又は自署。捺印又は自署によらない場合は工事主の連絡先（電話番号等）を記入。」に修正しました。
6	1	言葉が統一されていないなど、整合性が取れていない箇所が散見されますので、いま一度確認された方がよろしいかと存じます。 (例えば、64ページの「許容支持力」は「許容応力度」にすべきではないのでしょうか。)	A	ご意見を踏まえ、言葉が不統一となっていた箇所等を修正しました。